

目標値の考え方について

1. 項目案について

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」とします。）で掲げる目標の項目を設定します。

本市では、本計画の上位計画にあたる府中市総合計画（令和4年度）（以下、「総合計画」とします。）において掲げる目標項目と統一を図る必要性があります。よって、本計画で掲げる目標項目は、上位計画である総合計画の目標を基本的に含むものとします。

表 1 設定する目標項目と総合計画における目標値

目標項目	(参考) R1 年度実績	(参考) R2 年度実績	(参考) R3 年度実績	R7 年度 (総合計画目標 値)
①市民 1 人 1 日当たりの 燃やすごみ排出量	398.0 g/人・日	396.6 g/人・日	409.9 g/人・日	359.8 g/人・日
②最終処分場での埋立処 分量	0 t	0 t	0 t	0 t (現状維持)
③総資源化率	41.7%	42.4%	41.1%	多摩地域 1 位 (小金井市： 50.5%)
④市民 1 人当たりの年間 粗大ごみ排出量	8.1 kg/人・年	10.2 kg/人・年	8.2 kg/人・年	7.46 kg/人・年
⑤市民 1 人 1 日当たりの 収集後資源化量	73.1 g/人・日	76.8 g/人・日	72.5 g/人・日	75.6 g/人・日

※(参考)の人口は10月1日時点を使用

ここで、上記 5 項目のうち、本計画の目標値は①及び②の 2 項目とし、残りの 3 項目は以下の理由により計画の進捗状況把握のための参考指標とします。

③：3R の中でより優先順位が高い発生抑制・再使用の推進により下がる指標であり、近年は目標項目として採用することを慎重に検討する自治体が多いため

④：燃やすごみに対して排出量が低く、資源混入等もあまりないことから、メインの項目として設定しづらいとともに、目標項目として他自治体ではあまり採用されていないため

⑤：収集後の資源化量であり、中間処理施設（主にリサイクルプラザ）の処理能力に影響されるため、メインの項目として設定しづらいとともに、目標項目として他自治体ではあまり採用されていないため

2. 目標値設定の考え方

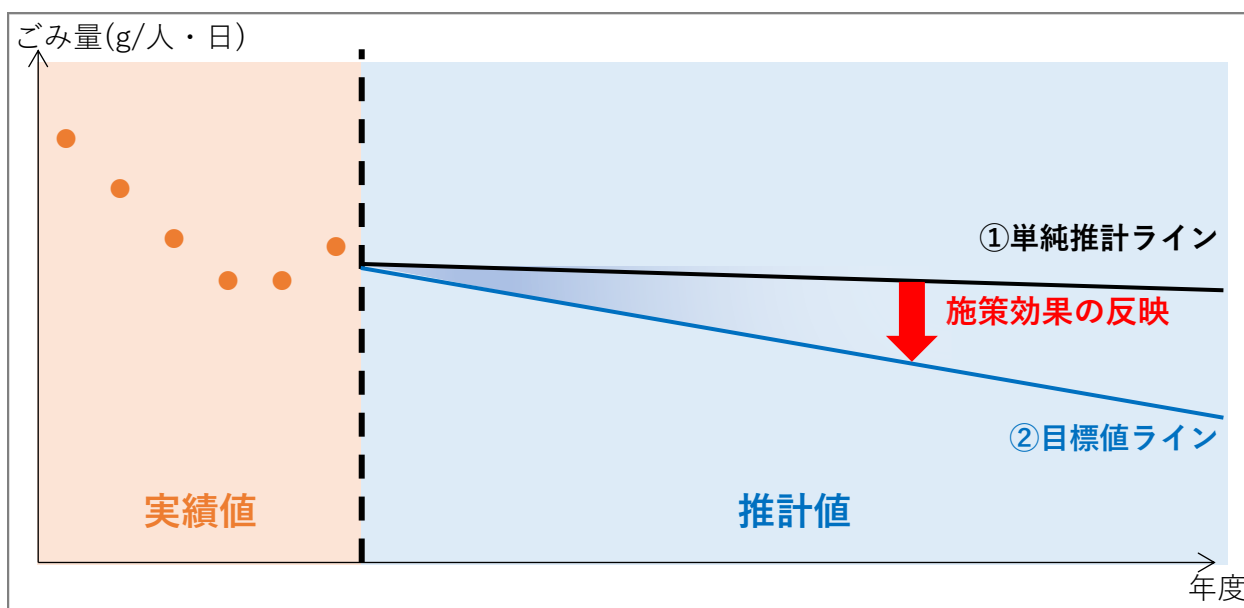
(1) 目標値の設定年度

目標値は、本計画の中間目標年度の令和 9 年度と計画最終年度の令和 14 年度に設定します。

(2) 目標値設定の考え方

目標値については、単純推計結果に施策効果を反映させることで設定します。

目標値を設定するにあたって、将来発生するごみ量を把握する必要があるため、将来推計（単純推計）を行います。過去の実績の推移から、回帰予測式等より将来のごみ量の推移を割り出すことで、現状のまま推移した場合における将来のごみ量を算出することができます。



3. 施策効果の設定概要

施策効果については、主要かつ効果の定量化が容易な以下の施策について、次のア)～エ)の通り設定し、反映させます。

ア) 生ごみ減量対策（食品ロス削減・水切り対策の実施）

令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律を契機に、食品ロスの削減が求められていることから、フードドライブや食べきり協力店制度の活用により食品ロスの削減を図ります。また、生ごみの大部分が水分であることからより一層の水切り対策により生ごみの減量を図ります。

イ) 粗大ごみ減量対策

粗大ごみのリユースを強化することにより、減量を図ります。

ウ) 製品プラスチック資源化対策

令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によって、容器包装プラスチックのみにとどまらず、製品プラスチックも資源化を行うプラスチックの一括回収の方針が示されています。本市においては令和9年度より稼働開始予定の新たな府中市リサイクルプラザにおいて、燃やさないごみからの製品プラスチックの分別回収・資源化開始について想定しており、その際の導入効果を反映します。

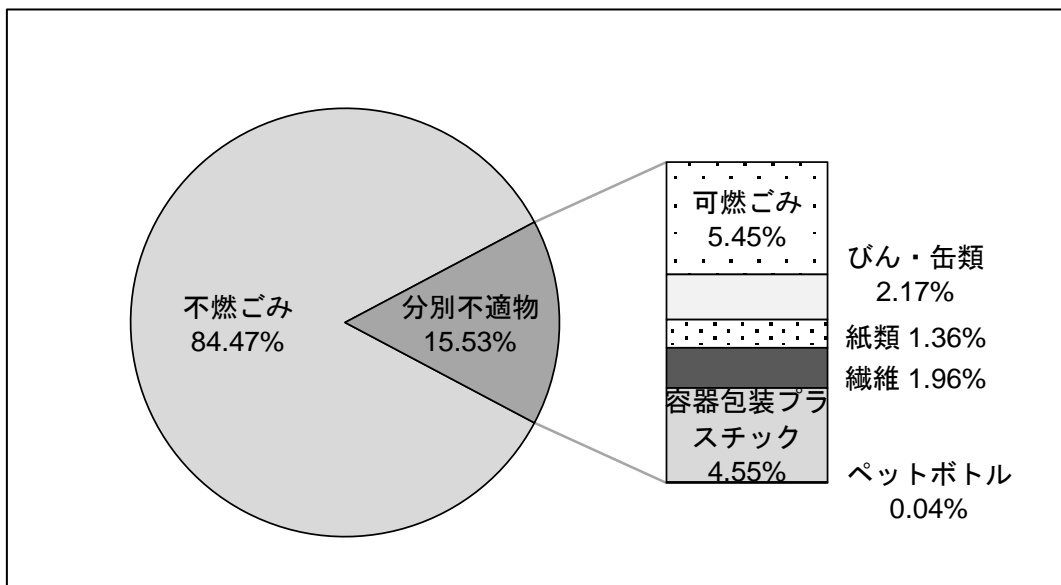
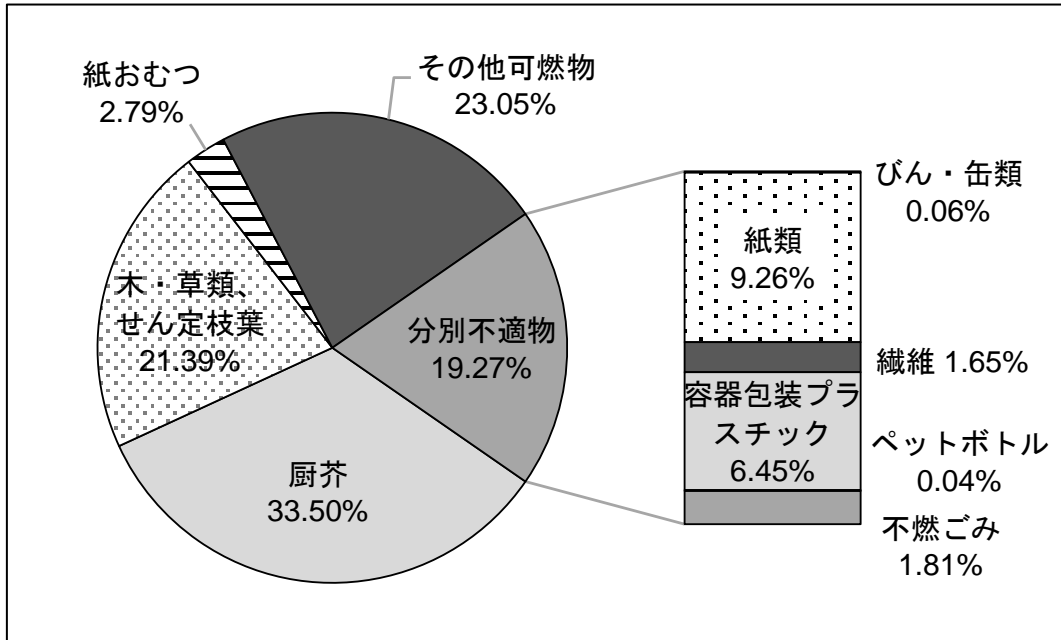
エ) 紙類、容器包装プラスチック類及び燃やさないごみの分別徹底による資源化対策

令和3年度における燃やすごみの組成分析では、燃やすごみ以外の成分が約20%程度（資源物：17.46%、燃やさないごみ：1.81%）混入しています。よって、再度分別徹底への協力を呼び掛けることで、資源化を図ることとします。

また、燃やさないごみや容器包装プラスチックからの分別については、そもそもの発生量や分別可能量が少ないため、ここでは効果を見込まないこととします。

○参考資料；令和3年度のごみ組成分析結果（湿ベース）

（上図：燃やすごみ、下図：燃やさないごみ）



ア) 生ごみ減量対策（食品ロス削減・水切り対策の実施）

令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律を契機に、食品ロスの削減が求められていることから、フードドライブや食べきり協力店制度の活用により食品ロスの削減を図ります。また、生ごみの大部分が水分であることからより一層の水切り対策により生ごみの減量を図ります。

なお、事業系ごみについても、家庭ごみと同程度の厨芥類が含まれていると仮定して、同様の効果を見込みます。食品ロスの削減や民間資源化施設への搬出により、生ごみの減量を図ります。

表 2 生ごみ減量対策による効果

実施時期	令和5年度
効果	厨芥類の削減 1年目：2%削減 2年目：4%削減 3年目以降：6%削減
減量・資源化見込量 (単純推計からの資源化見込量)	約19,000t/10年
寄与している目標項目	①、食品ロス削減推進計画目標

イ) 粗大ごみ減量対策

粗大ごみとなるものの長期利用の推進や粗大ごみのリユースを強化することで、粗大ごみの減量効果を次のように見込むこととします。

表 3 粗大ごみ減量対策による効果

実施時期	令和5年度
効果	R7年度までに粗大ごみ約7%削減 以降、約7%削減を継続
減量・資源化見込量 (単純推計からの資源化見込量)	約2,000t/10年
寄与している目標項目	④

ウ) 製品プラスチック資源化対策

令和3年に公布されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によって、容器包装プラスチックのみにとどまらず、製品プラスチックも資源化を行う方針が示されています。本市においては令和9年度より稼働開始予定の府中市リサイクルプラザ完成と同時に、燃やさないごみからの製品プラスチックの分別回収・資源化開始について検討することが考えられるため、その際の導入効果を反映させます。なお、ここでの検討では、燃やすごみ中に含まれる製品プラスチックについても対象とします。

令和3年度の組成調査より、燃やさないごみに含まれている容器包装以外のプラスチックの割合は約26%であり、燃やすごみに含まれている容器包装以外のプラスチックの割合は約1%あります。

一括回収は分別開始直後からすぐに地域住民の適応が難しいことが予想されるため、徐々に協力率を上げていく設定とします。

表 4 製品プラスチック資源化対策による効果

実施時期		令和9年度
効果	燃やすごみ中の製品プラスチックの資源化	1年目：協力率25%削減 2年目：協力率50%削減以降、50%の削減を継続
	燃やさないごみ中の製品プラスチックの資源化	1年目：協力率25%削減 2年目：協力率50%削減以降、50%の削減を継続
減量・資源化見込量 (単純推計からの資源化見込量)		約3,000t/6年
寄与している目標項目		①、③、⑤

エ) 紙類、容器包装プラスチック類及び燃やさないごみの分別徹底による資源化対策

令和 3 年度における燃やすごみの組成分析では、燃やすごみ以外の成分が約 20%程度（資源物：17.46%、燃やさないごみ：1.81%）混入しています。よって、再度取り組みへの協力を呼び掛けることで、資源化を図ります。

また、燃やさないごみや容器包装プラスチックからの分別については、そもそもの発生量や分別可能量が少ないため、ここでは効果を見込まないこととします。

なお、事業系ごみについても、家庭系ごみと同程度の資源及び不燃物が混入していると仮定して、同様の協力率での効果を見込みます。ただし、分別後の資源及び不燃物は民間資源化施設への搬出を想定します。

表 5 分別徹底による資源化対策の効果

実施時期		令和 5 年度
効果	燃やすごみ中の その他紙類の分別徹底	1 年目：協力率 10%削減 2 年目：協力率 20%削減 3 年目：協力率 30%削減 以降、30%の削減を継続
	燃やすごみ中の 容器包装プラスチック類の 分別徹底	1 年目：協力率 10%削減 2 年目：協力率 20%削減 3 年目：協力率 30%削減 以降、30%の削減を継続
	燃やすごみ中の 燃やさないごみの分別徹底	1 年目：協力率 10%削減 2 年目：協力率 20%削減 3 年目：協力率 30%削減 以降、30%の削減を継続
減量・資源化見込量 (単純推計からの資源化見込量)		約 11,000t/10 年
寄与している目標項目		①、③、⑤

4. 各目標値・参考指標の推移及び目標値

各目標値・参考指標を以下に示します。

(1) 市民1人1日当たりの燃やすごみ量

市民1人1日当たりの燃やすごみ量は令和9年度に352g/人・日以下、令和14年度に349g/人・日以下に抑制します。

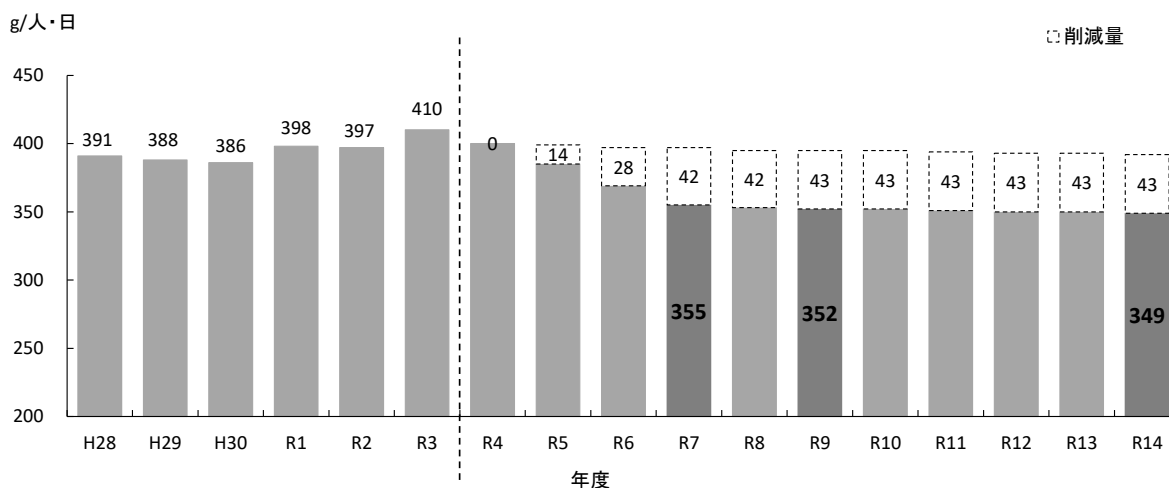


図 3 市民1人1日当たりの燃やすごみの推移

(2) 最終処分場での埋立処分量

令和9年度及び令和14年度の最終処分場での埋立処分量を0t以下に抑制します。

(3) 総資源化率

令和9年度及び令和14年度の総資源化率は多摩地域で1位となります。

(4) 市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量

市民1人当たりの年間粗大ごみ量は令和9年度及び令和14年度いずれも7.46kg/人・年以下に抑制します。

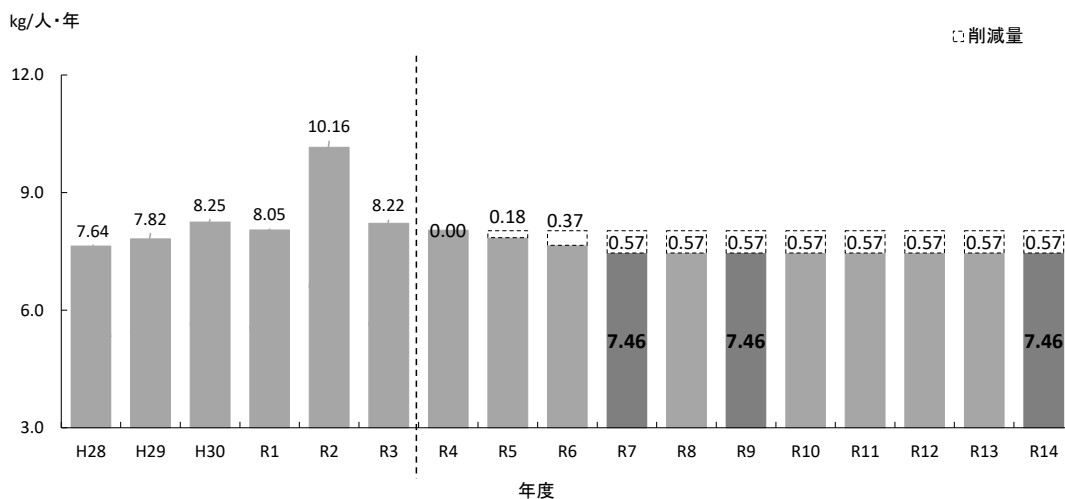


図6 市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量の推移

(5) 市民1人1日当たりの収集後資源化量

市民1人1日当たりの収集後資源化量は令和9年度に79g/人・日以下、令和14年度に81g/人・日以上に増加します。

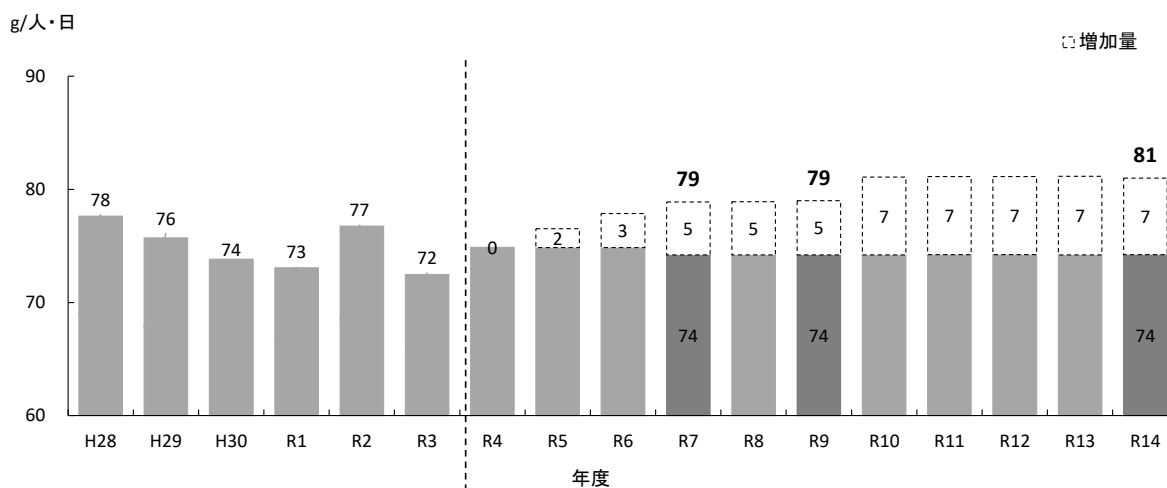


図7 市民1人1日当たりの収集後資源化量の推移